

令和5年度秋田市シティプロモーション動画制作業務委託 仕様書

この仕様書は、秋田市が受託者に委託して実施する「令和5年度秋田市シティプロモーション動画制作業務委託」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和5年度秋田市シティプロモーション動画制作業務委託

2 目的

本市の魅力や地域資源を効果的に発信し、認知度およびイメージの向上を図るため、首都圏等在住の秋田県にゆかりがある25～35歳を主なターゲットとしたプロモーション動画を制作する。

自分の将来を今一度考え始めたターゲットが動画を見ることで、本市に対してわくわくする感情が芽生え、「もっと秋田を知りたい」という気持ちになり、自発的な情報収集に至ることで関係人口につなげることを狙いとする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年9月29日（金）まで

4 業務内容

制作に関する業務内容は次のとおりとする。なお、映像制作における重要事項については、本市と受託者で協議の上、決定すること。

(1) 企画および構成

プロポーザルでの提案内容を基に本市と受託者で協議の上、内容を決定する。受託者は、決定した内容を基にして、必要に応じて絵コンテなどを用いて動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ア 資料および素材の収集
- イ 肖像権および著作権についての必要な手続き
- ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用

(3) 編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに本市による複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。なお、テロップやナレーションとして動画に挿入する施設等の名称や説明等については、受託者の責任の下、各施設等管理者に確認を行うものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

- ア 原則、30秒、ロングバージョンの2パターンの動画を作成することとし各再生時間に合った内容とすること。

30秒動画は動画配信サービス内の広告、SNS等での配信を想定し、ロングバージョンは本市の公式YouTube、主催イベント等での配信を想定する。

- イ 本業務の目的を達成できる視点、仕掛け、ストーリー性を持った映像に仕上げること。

- ウ 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

- エ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

5 成果品

(1) 内容

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたもので、所有権は全て本市に帰属するものとする。

ア 再生用

(ア) DVDディスク 5枚（盤面印刷含む。）

(イ) Blu-rayディスク 5枚（盤面印刷含む。）

イ WEB配信用

本市の公式YouTubeやSNS等で配信できるよう、MP4やWMVなど、複数のフォーマットに変換したデータとし、必要に応じて、タブレット等での使用を想定して映像データを軽量化すること。

ウ 非圧縮の映像マスターデータ一式（HDD等）

動画制作に使用した映像や写真データ等を保存したもの

エ 撮影素材一覧表 1部

撮影素材および撮影場所の一覧表を作成すること。

(2) 不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

6 仕様

(1) データ形式 MP4やWMV等

(2) 画面縦横比 16：9

(3) サイズ 1920×1080px以上

※解像度を4Kにしたことにより、DVDディスクやBlu-rayディスクでの納品が不可能な場合は、各成果品の記録媒体に適したサイズに変更することも可とする。

7 納品

- (1) 期限 令和5年9月29日（金）
- (2) 場所 秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

8 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および行程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

9 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。

- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、本市と受託者で協議の上進める。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは大部分の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部業務についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、本市の指定する期日までに補正を行うこと。

また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 本市は本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本市に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て本市に帰属する。

イ 受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、本市が出願者となって費用を負担し、登録する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。